

新型コロナウイルス発生に伴うきっぷの取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年2月26日に内閣総理大臣から「多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」との方針が発出されたことを受け、ご旅行を見合わせるお客様に対しては、以下のとおりきっぷの払いもどしをいたしますので、駅窓口までお申し出下さい。

○ 次のいずれかを事由としてご旅行を見合わせる場合、令和2年2月27日以降にお申し出のお客様に限り無手数料にて払いもどしをいたします。

- (1) 外務省による新型コロナウイルスに関する渡航中止勧告の発出を事由にご旅行を見合わせるお客さま
- (2) 新型コロナウイルスの罹患に伴い、ご旅行を見合わせるお客さま
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的にイベント等が中止、延期又は規模縮小等が決定したことを事由に、ご旅行を見合わせるお客さま
- (4) 新型コロナウイルスへの感染防止を事由としてご旅行を見合わせるお客さま

※本取扱い開始前のお申し出により乗車券類の払いもどしを受けられたお客さまに対する、手数料相当額の返金は致しかねますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 対象となる乗車券類

- ・普通乗車券、特急券、グリーン券、指定席券等（定期券、回数券は除きます）
- ・おトクなきっぷ（フリーパスタイプのものを使用開始前の場合に限りです。（おトクなきっぷは、各商品の発売を行っている窓口で払いもどし致します。）
- ・旅行会社が発売する旅行商品については、お買い求めになった旅行会社にお問い合わせ下さい。

通学定期乗車券の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、北海道内の小中学校、高等学校、特別支援校について一斉に休校とする旨の要請が出され、北海道内において大多数の学校が休校となっております。これにより通学定期乗車券が不要となった場合の払いもどしにつきましては今回の休校措置の趣旨を鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも多くのお客様が外出を控えられるものと想定されますため、弊社窓口でのお申し出日にかかわらず**令和2年2月26日(水)**にお申し出いただいたものとしてお取り扱いをさせていただきます。ただし、それ以降の日に当該通学定期乗車券を使用した場合については、最終使用日をお申し出日として払いもどしの計算をさせていただきます。

払いもどしの際には弊社規定による払いもどし計算とさせていただきます、所定の手数料を差し引いた額の払いもどしとなりますため、払いもどし額が無い場合もございますことを、あらかじめご了承ください。

なお、この取扱いは当該通学定期券のご購入日から1年以内であればお取り扱いさせていただきます。

また、進級後の通学定期乗車券を購入されるお客様は学生証又は通学定期券購入兼用証明書をご持参のうえ、駅窓口にお申し出ください。

※大学生相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期乗車券及び通勤定期乗車券については、通常どおり、駅窓口にお申し出いただいた日を最終使用日としてお取り扱いをさせていただきます。上述のお申し出日を遡ってのお取り扱いはしていません。